

不服申立て事案答申第 134 号の概要について

1 件名

110 番通報にて告発がされた内容が記録された行政文書の不開示（不存在）決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 30 年 6 月 4 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、「平成〇年〇月〇日午前〇時〇分特定の電話番号、〇〇町より発信 110 番通報にて告発がされた、警察署刑事による交通事故捜査記録等の行政公文書のぬきとり改ざんによる民事介入事件等告発内容が記録された行政文書（請求日現在発生署 110 番の保管するもの）」（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）について自己情報開示請求を行った。

これに対し、愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が平成 30 年 7 月 24 日付けで、存在しないとして不開示決定をしたところ、審査請求人は、自分の携帯の発信記録をもって 110 番への通報があった事は明確で、110 番事案表を作成したが隠蔽したりしている等の理由で不開示決定の取消しを求める審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

（1）事実経過

ア 自己情報開示請求の受理

処分庁は、審査請求人から平成 30 年 6 月 4 日付けの自己情報開示請求書を受理した。

イ 決定期間の延長

処分庁は、開示請求が同時期に集中したことにより、対象となる行政文書について、期間内に開示決定等することが困難であるため、条例第 22 条第 2 項の規定に該当すると判断し、開示決定等をする期間を平成 30 年 6 月 11 日から平成 30 年 7 月 25 日までとする平成 30 年 6 月 22 日付けの決定期間延長通知書を審査請求人に対して送付した。

ウ 本件処分

処分庁は、審査請求人がした平成 30 年 6 月 4 日付けの自己情報開示請求のうち「平成〇年〇月〇日午前〇時〇分特定の電話番号、〇〇町より発信 110 番通報にて告発がされた、警察署刑事による交通事故捜査記録等の行政公文書のぬきとり改ざんによる民事介入事件等告発内容が記録された行政文書（請求日現在発生署 110 番の保管するもの）」（以下「本件開示請求」という。）について行政文書を 110

番事案表と特定したが、本件開示請求に係る保有個人情報がないことから、平成30年7月24日、本件処分をした。

そして、審査請求人は本件処分について「平成30年7月6日付告発状、7月17日付7月23日付証拠資料を送った通りです、県警本部被害届平成30年7月10日付の通りです。○○警察署による決裁文書の改ざん、いんぺい、ねつぞうを告発したものです。証拠の通り告発します。」として、平成30年7月26日付で、審査請求を提起した。

(2) 行政文書特定経緯

愛知県警察において受信した110番通報については、愛知県警察本部内に所在する通信指令室で受理し、管轄警察署等に通報している。

通報を受けた管轄警察署等は、当該110番通報に係る110番事案表を作成し、保管している。

本件開示請求の内容からすれば、愛知県下のいずれかの警察署で保管する110番通報の内容が記載された行政文書であると認められることから、愛知県下の警察署で保管する110番事案表を本件開示請求に係る行政文書と特定した。

(3) 条例第21条第2項の該当性について

処分庁は、愛知県下の警察署において、本件開示請求に係る保有個人情報（110番事案表）を検索したが、該当する110番事案表は保有していなかった。

したがって、処分庁は本件開示請求に係る保有個人情報（110番事案表）を作成又は取得していないことから、条例第21条第2項の「開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき」に該当するものとして、本件処分をしたものである。

(4) 本件処分の正当性

上述のとおり、本件開示請求に係る保有個人情報（110番事案表）については、存在していないことが明らかであるから、不開示決定とした本件処分は適正であり、審査請求人の主張に理由がないものであることは明白である。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報の自己情報開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件自己情報開示請求書には、「請求日現在発生署110番の保管するもの」と記載されている。

処分庁によれば、愛知県警察において受信した110番通報については、愛知県警

察本部内に所在する通信指令室で受理し、管轄警察署等に通報しており、通報を受けた管轄警察署等は、当該 110 番通報に係る 110 番事案表を作成し、保管していることである。また、本件開示請求の内容からすれば、愛知県内のいずれかの警察署で保管する 110 番通報の内容が記載された行政文書であると認められることから、愛知県内の警察署で保管する 110 番事案表を本件開示請求に係る行政文書と特定したことである。

一方、審査請求人は、平成 30 年 9 月 14 日に当審議会が受理した反論書において、県警本部より通報した管轄警察署等ではなく、県警本部通信指令室で 110 番を受理した際の公文書（電磁的記録）の開示請求をしたと主張している。

しかし、令和元年 5 月 28 日に当審議会が受理した陳述書によると、審査請求人は、110 番対応者から、警察署へ内容を通信で送るので警察署へ来署するよう指示を受けたとのことであり、審査請求人は 110 番通報を警察署において直接受けているのではなく、通信指令室で受理し、そこから警察署に通報される旨知った上で、自己情報開示請求書に「請求日現在発生署 110 番の保管するもの」と記載したと考えられる。

以上のことと踏まえ、自己情報開示請求書、処分庁が作成した弁明書並びに審査請求人が作成した反論書及び陳述書の内容を総合して判断すると、本件請求対象保有個人情報は、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分に〇〇町において特定の電話番号から 110 番通報にて告発がされた、警察署刑事による交通事故捜査記録等の行政文書の抜き取りや改ざんによる民事介入事件等の告発内容が記録された情報であって、開示請求日である平成 30 年 6 月 4 日現在で該当する警察署において保管されているものと解される。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、警察署が 110 番事案に関して管理するものとしては、警察本部通信指令課通信指令室から通信指令システムを通じて事案送信された当該 110 番事案のデータをプリントアウトした 110 番事案表のみであり、110 番通報ごとに発生場所を管轄する各警察署において保管していることである。また、110 番事案表は暦年で編集し翌年の初日から 1 年保存しており、仮に平成〇年〇月〇日に本件 110 番通報が特定の警察署に通報されていれば、平成〇年 12 月 31 日までは廃棄されないこととなるので、平成 30 年 6 月 4 日付けの本件開示請求を受け付けた同月 11 日時点では保管されていたこととなることである。

そして、処分庁によれば、愛知県内の全ての警察署において、本件開示請求に係る 110 番事案表を検索したが、該当する 110 番事案表は保有していないことである。

イ さらに、処分庁から、110 番通報について警察署に通報する役割を担う警察本部

の通信指令室の保有する情報の面から説明を聴取したところ、次のとおりであった。

すなわち、通信指令システムで管理する情報の保存期間は最長で 1 年で、保存期間の起算日は取得した日の翌日であり、仮に平成〇年〇月〇日に本件 110 番通報があったとしても、本件開示請求を受け付けた平成 30 年 6 月 11 日時点で、通信指令室においては既に本件 110 番通報のデータは廃棄済みであったことになるとのことである。

よって、通信指令室の保有する情報に警察署における本件請求対象保有個人情報の探索に資するものは存在しないと認められるので、前記アのように処分庁が愛知県内の全ての警察署において本件開示請求に係る 110 番事案表を検索したことは、本件請求対象保有個人情報を探索するに当たって合理的な方法であったと認められる。

ウ 加えて、当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、本件 110 番通報については、そもそも 110 番通報がなかったか、あるいは 110 番通報があったが、通信指令室が警察署に事案を通報しなかったかの二つの可能性が考えられるということである。後者に関しては、初動警察活動の必要がない内容の 110 番通報は、警察署に通報が必要とされているものには該当しないことであり、例えば告訴・告発に係る相談や警察官の職務執行に対する苦情・抗議の内容の 110 番通報は、初動警察活動は不要であり、緊急通報としての 110 番にはなじまないことから、そういう通報があった際は、管轄警察署等の電話番号を案内し、警察署に事案送信を行わないことである。

平成〇年〇月〇日午前〇時〇分の 110 番通報の内容について、本件自己情報開示請求書には、「警察署刑事による交通事故捜査記録等の行政公文書のぬきとり改ざんによる民事介入事件等告発内容」と記載されており、陳述書においても、警察署の刑事が民事介入しようとしており業務妨害になるので被害届を出したいがどうすればよいか 110 番通報をして確認したことである。よって、当該 110 番通報の内容が初動警察活動の不要なもので、緊急通報としての 110 番にはなじまないとして、通信指令室が該当する警察署に事案送信を行わなかつたとしても不自然ではないと認められる。

なお、審査請求人から令和元年 6 月 24 日に陳述書補足とともに提出された、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分とは別の日時のものである 110 番事案表の内容を当審議会において見分したところ、当該 110 番事案表には初動警察活動が必要となる情報が記載されており、本件開示請求に係る事案とは内容が異なるものであることが認められた。

エ 以上のことからすれば、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。